

令和6年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和6年3月7日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
—	—	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 1人

7 番	平野由里子
-----	-------

3. 説明のための出席者 15人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税務課長	山岸裕子
町民課長	川本博孝	福祉課長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教育課長	椎野晃一	—	—

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 3 号 松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 4 号 松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 5 号 松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 6 号 松田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7 号 松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 8 号 松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 9 号 松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 10 号 松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 11 号 松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 12 号 松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 13 号 松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 14 号 松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 15 号 松田町小規模保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 16 号 松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例

- 追加日程第1 議会運営委員会報告
- 追加日程第2 議案第31号 松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第17号 令和5年度松田町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第16 議案第18号 令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第19号 令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第20号 令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第21号 令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

6. 議会の状況

副 議 長 松田町議会定例会本会議第3日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

平野議長から本日の定例会を欠席する旨の届出がありましたので、私、副議長が議長の職を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議会事務局から録音の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

副 議 長 日程第1「議案第3号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆様、おはようございます。定例3日目、よろしく願いいたします。

議案第3号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、健康保険証が廃止されることに伴い、各種医療費助成制度において、マイナンバーを利用した情報連携による受給資格確認を行う必要があるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総 務 課 長 それでは、議案第3号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正により、健康保険証が廃止されることに伴い、各種医療費助成制度において、マイナンバーを利用した情報連携による受給資格確認を行う必要があるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

それでは、議案に沿って、条例改正を御説明申し上げます。議案2枚をおめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照を御覧ください。右のほうが現行で、左が改正案でございます。改正案のほうを御覧ください。第1条、趣旨では、マイナンバー法の改正による号ずれを改めるものでございます。第9号から第11号に改めます。

第2条、定義では、第5号では特定個人番号利用事務の定義と、第6号では利用特定個人情報の定義を新たに規定するものでございます。

第4条、個人番号の利用範囲では、法改正により、マイナンバー法の別表第2が廃止されることに伴いまして、第1項では特定個人番号利用事務に改め、第3項ではですね、次ページにまたがりますが、同様に、特定個人番号利用事務、利用特定個人情報、恐れ入ります、次ページをお願いいいたします。当該利用特定個人情報に改める用語の整理を行うものでございます。

さらにですね、別表第2、第4条関係でございます。マイナンバーの独自利

用事務を処理するために利用することができる特定個人情報を規定するものでございますが、健康保険証の原則廃止に伴いまして、これまで各医療費の助成に関する事務において、健康保険証によって行っていた受給資格の確認ができなくなることから、マイナンバーを用いて受給資格の確認を行うことが可能となるよう、マイナンバーの利用事務としている、一番左の…ごめんなさい、真ん中の1の事務でございますね、松田町小児医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務から3までの松田町重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務を処理するためにですね、利用する、一番右の列でございますが、特定個人情報に医療保険給付関係情報を新たにそれぞれ追加するものでございます。

恐れ入ります、1枚お戻りください。議案本文2ページでございます。附則でございます。この附則でございます。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

なお、参考資料2につきましては、2月15日の全員協議会で御説明しました同資料を添付しておりますので、後ほど御高覧頂けたらと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

12番 寺 嶋 若干お伺いします。まずはですね、今度は、マイナンバーカードに健康保険証等の情報が、一般的にはひもづけて言われているんですけども、それでマイナ保険証として一体化されるということだと思っておりますけども。そうした場合、マイナンバー、その前に、マイナンバーカードって、取得っていうのは任意ですよ、あくまでもね。任意事業だと思っております。取得、マイナンバーカードにそういう一体化したい人もいれば、したくない人もいると思っておりますけども、その情報を一体化する場合は、行政が…行政っていいですか、側が、勝手にね、このマイナンバーカードにひもづけるということじゃないと思っておりますよ。だから、あくまでも、私の受け止め方だと、マイナンバーカードに健

康保険証をね、一体化をしてくださいって、あくまでも申請して、初めて連携されるっていいですか、そういうふうになると思うんですけども、その辺について、いかがでしょうか。

あと、現在、マイナンバーカード、必要ないから持ってないんだという人、いると思うんですけども、そうした場合、何か別の手段っていいですか、今現在、紙の健康保険証で医療をね、受けてる方とか、そういう方はどういうふう、どういうふうな扱いになるんでしょうか。お伺いをします。

町 民 課 長 議員のおっしゃるとおりに、マイナンバーカードに保険証の情報をひもづけるのは、個人の任意の選択によるものなので、うちのほうで勝手にひもづけるものではありません。今現在ですね、3月1日の速報では、77.9%の人がマイナンバーカードを持っているという形になっておりますが、それが、全員がですね、保険証とひもづけられているわけではありません。それと、今度のですね、7月に、8月1日から1年間使える紙、今までと同じ紙の健康保険証を、国保の場合は郵送しますので、その有効期限が7年の3月31日まで有効なんですよ。皆さん、多分、それが切れるまでは、そのまま使うのではないかと推測はされます。それと、なくなった場合ってというのは、今度は保険証の代わりに資格証みたいな通知が出るという形になります。

1 2 番 寺 嶋 ただですね、マイナンバーカードの、今マイナンバーカードは持ってる人はね、既に何らかの情報がひもづけされていると私は結構思っているんですよ。だから、例えば健康医療情報とか、税情報、年金情報などは、もう既にね、私も確認したんですよ、マイナンバーカードで。そうしたら結構ね、情報が確認できるんですよ。これはね、マイナ…パソコンでやる場合はICカードリーダーライターなどをね、通して、それでマイナポータルにアクセスすればね、自分の情報をね、知ることができるようになっている。確認したんだ。そうした場合ですね、マイナンバーカードは、何ですか、何らかの理由で、なくしたとか、そういう場合も考えられます。あと、自分ができるんだから、ほかの人も確認、個人情報などをね、何らかの形で確認できる、そういう個人情報が流出する、そういう不安がね、あると思うんですけども、その辺についてはいかがで

しょうか。

それからですね、今度は、今、紙の健康保険証を使っている人は、さっき課長の答弁で、資格確認証みたいなのが、これは申請しなくても、行政側のほうが資格確認証を送付していただけると。そういうふうに、ことでよろしいでしょうか、お伺いします。

町 民 課 長 資格確認証みたいなものというのは、一応、申請していただいて出すというのが基本になっております。それと、先ほどの、マイナンバーカードで、マイナポータルを見てみると、自分の情報がいっぱい載ってるよっていう話なんですけども、もう、マイナンバーカードつくるつくらないにかかわらず、もう番号が振られているので、その情報は、皆さん、その各行政機関のほうは持っているという形なんです。確認するときには、あくまでも自分のマイナンバーカードを読み込ませないと、そのデータは見れないっていう形なので、第三者が他人のものを見るということとはできないことになっております。

1 2 番 寺 嶋 それでは最後にしますけどもね、資格確認証、今、紙の健康保険証を持っている人、マイナンバーカードは必要としない人は、これも自分で申請する、申請主義なんですか。そうした場合、じゃあ申請しなかったら、結局、医療費が今の健康保険証のようにね、医療費の自己負担というのが、1割、3割とか、そういう負担が軽減されているわけなんですけども、資格確認証なかったら、医療費が丸々、10割払わなきゃいけない可能性もなるしね。そういう面じゃ、何ですか、不公平が、マイナンバーカード持ってる人持っていない人のね、やっぱり、相当、同じ町民、国民でありますから、不公平が生じると思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

町 民 課 長 国の方針としましては、マイナンバーカードに保険証の機能を載せるという方針なので、今、大体80%の方がね、約80%の方がマイナンバーカード持っていらっしゃる。残り2割の方のうち、国保の方が何人いるかっていう、数は出してませんが、その方に対して、申請していただいて、その資格の確認証を出すっていう形なんです。1年間は猶予がありますので、その間に申請してもらって、マイナンバーカードを取得してもらうのが一番いいんです

けども、それが嫌だという町民の方は、やっぱり申請していただいて資格確認証をお出しするという形になると思います。

1 2 番 寺 嶋 終わります。

副 議 長 ほかにはありませんか。

1 1 番 飯 田 ちょっとお伺いしたいんですが、今、回答の中でですね、マイナンバーカードをまだ持ってない人が約2割いるということなんですが、この人たちへの対応ですね、あと1年あるというふうな話ですが、どのように町のほうはお考えでしょうか。

町 民 課 長 その残り2割の方の中には、もう寝たきりといいますか、施設に入ってる方とか、生まれたばかりの赤ん坊とかも入っておりますので、一般的に、自分で申請ができるような年代の方には通知をお出ししております。またですね、機会を見て、まだ未取得の方につきましては通知を出してですね、勧奨するような形になっております。

1 1 番 飯 田 中にはですね、マイナンバーカードの通知が、既に全員の方に来ていると思うんですけど、それをなくしちゃったりなんかしてても、役場の例えば窓口へ行って名前とか言えば、それは発行できるってということなんでしょうか、マイナンバーカード。

町 民 課 長 何ていうんですか、マイナンバーカードを作ってくださいという通知は再発行できます。

1 1 番 飯 田 それはいいんですけど、最初通知をもらったときに、カードに番号入ってましたよね、みんなね。それがマイナンバーカードの番号になるんでしょうか。それ、また別に番号は取り直すんでしょうか。その辺はどっちなんでしょうか。

町 民 課 長 一番最初にですね、配りましたのは、番号の通知カードというのがあるんですけども、それ自体は、もう再発行というのはないので、何ていうんですかね、もうマイナンバーカードを作るしかないという形になります。

1 1 番 飯 田 ということは、最初来た通知は、マイナンバーカードを作る時点においては、その番号は関係なくなっちゃうってことなんですか。



町 民 課 長 一番最初に送られた番号の通知カードの番号は変わらないです。それ、マイナンバーカードを作ったときは、その番号が引き続き使われるんですけども、その通知カードをなくしちゃったよっていう場合には、その通知カードってというのは、もう発行しないことになってるので、マイナンバーカードを作り直していただくっていう形になります。

1 1 番 飯 田 じゃあ、なくした人は、役場のほうの窓口へ来れば分かるというふうなことなんですね。はい、分かりました。

副 議 長 ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第3号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第2「議案第4号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱いを整備するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総 務 課 長 それでは、議案第4号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしましては、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱を整理するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

それでは、議案に沿って条例改正を御説明申し上げます。議案2枚をおめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。改正案のほうを御覧ください。まず初め、第3条、会計年度任用職員の給与では、地方自治法の改正に伴いまして、会計年度任用職員の給与を新たに勤勉手当の文面を追加するものでございます。

続きまして、15条の次に、15条の2、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当を新設いたしまして、第1項ではですね、常勤職員の勤勉手当について規定する給与条例第21条を準用することを、また第2項では、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について規定するこの条例の第15条第2項及び第3項を準用することを、それぞれ定めるものでございます。

第25条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当につきましては、第1項では、次ページにまたがりませんが、及び次条の文面を追加するものでございます。

恐れ入ります、次ページをお願いいたします。第25条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定を新設し、第1項では常勤職員の勤勉手当について規定する給与条例第21条の準用と必要な読み替えを、第2項ではパートタイム会計年度任用職員の期末手当について規定するこの条例の第25条第2項及び第3項を準用することを定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページ戻っていただきまして、議案本文2ページを御覧ください。附則でございます。第1項でございます。第1項は、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項、松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を、次のように改正するものでございます。第7条第2項中、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くという規定を削ります。また、第8条中、育児休業をした職員

を育児休業した職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くに改めるものでございます。

なお、勤勉手当の支給月額につきましては、常勤職員の勤勉手当について規定する給与条例を準用することとしまして、人事院勧告を踏まえまして、現行の支給月額は6月期、12月期ともに1.025か月、年間2.5か月分でございます。また、影響額としましては、令和6年度当初予算案において、全会計を通じて、勤勉手当として約1,607万2,000円を計上しております。

参考資料2につきましては、先般2月15日の全員協議会で御説明しました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第4号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第3「議案第5号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは、議案第5号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

それでは、議案に沿って条例改正を御説明申し上げます。議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。最初に、右が現行、左が改正案です。改正案のほうを御覧ください。第1章、総則、第2条、略、2、略、(1)略、(2)消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急処置従事者、以下の消防作業従事者等の補償基礎額を現行の8,900円より9,100円へ改正するものです。

下部の別表、第5条関係の補償基礎額表を御覧ください。消防団員の補償基礎額を次のように改めるものであります。団長及び副団長の10年未満を1万2,440円から1万2,500円へ、以下、別表に記載してありますので、内容は省略させていただきます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、議案本文2ページを御覧ください。附則です。施行期日。この条例は令和6年4月1日から施行する。経過措置、2、この条例による改正後の松田町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松田町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害賠償、以下「損害賠償」という。並びに、同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4、第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金、以下「傷病補償年金等」という。について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償、

損害補償年金等を除く、及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるになります。

以上になります。なお、参考資料2は、前日全協で御説明しました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はなしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第4「議案第6号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護保険法に規定されている第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、第9期期間中の介護保険料の基準額等が変更となることから、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第6号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本条例の改正理由は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護保険法に規定される第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、第9期期間中の平成6年度から平成8年度までの介護保険料の月額保険料や保険料率、新たな所得段階の創設等が変更になることから、所要の改正を行うものです。

それでは、議案3枚おめくりいただいて、参考資料1、新旧対照表の1ページをお願いいたします。右、現行欄、左、改正欄となっております。現行欄の9条、保険料率でございます。第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の期間と合わせ、平成3年度から平成5年度までを期間として定めておりましたが、改正案では、第9期の計画の期間と合わせ、令和6年度から令和8年度まで改正をいたします。また、介護保険料につきましては、第9期松田町介護保険事業計画等策定委員会において、令和6年度から令和8年度までの期間、計画期間中3か年の介護保険事業の必要なサービス給付費等からかかる費用の見込額等を試算し、去る2月5日に第5回となる策定委員会において、後期高齢者の増加、サービス給付総額等の増による介護保険料への影響、会計の基金繰り入れを踏まえ、それに基づき試算した介護保険料は、現行の月額5,100円より100円増額の月額5,200円になることの合意を得ております。また、介護保険条例上、変更が生じるため、併せて改正を行うこととなっております。

それでは、改正案を御覧いただいて、同条1号でございます。所得段階、第1段階の割合、年額保険料について改正しております。第2号では、第2段階の割合、年額保険料に改め改正したものとなります。

続いて、2ページを御覧ください。同条第3号では所得段階、第3段階の割合、年額の保険料に改め、同様に第4号では第4段階の年額保険料に改め、第5号では第5段階の年額保険料に改め、第6号では第6段階の年額保険料に改め改正したものとなります。

3ページを御覧ください。改正案、同条6号では、イの下線部、要保護者が保護を必要としない条件を除く規定を改め改正しているものでございます。併せて第7号では第7段階の年額保険料に改め、同号イの要保護者が保護を必要

としない条件を除く規定に改め、第8号では第8段階の年額保険料に改め、同様に同号イの要保護者の保護を必要としない条件を除く規定に改め改正しているものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。第9号では第9段階の年額保険料並びに同号イの要保護者が保護を必要としない条件を除く規定に改め、第10号では第10段階の年額保険料並びに所得段階の範囲を示す合計所得金額に改め、同号イの要保護者が保護を必要としない条件を除く規定に改め改正するものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。第11号では第11段階の年額保険料並びに所得段階の範囲を示す合計所得金額に改め、同号イの要保護者が保護を必要としない条件を除く規定に改めております。第12号では第12段階の年額保険料に改め、次に所得段階の範囲を示す合計所得金額並びに同号イの要保護者が保護を必要としない条件を除く規定を定めたアとイを加え、第13号では第13段階の割合、年額保険料並びに所得段階の範囲を示す合計所得金額の規定を新たに追加しております。

6ページを御覧ください。13号のイの要保護者が保護を必要としない条件を除く規定を新たに追加定めるものです。14号では第14段階の割合、年額保険料を新たに追加、同条第2項では令和6年度から令和8年度における低所得者第1段階から第3段階の割合並びに年額保険料に改め改正するものでございます。

それでは、改正本文のほうにお戻りいただいて、3ページを御覧ください。附則でございます。附則1号、この条例は令和6年4月1日から施行する。2号、経過措置でございます。改正後の松田町介護保険条例第9条の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はなしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、討論ございますか。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 お諮りします。日程第5「議案第7号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」と日程第6「議案第8号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第7「議案第9号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、日程第8「議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の4件の議案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改定をするために提案するものです。よって、一括議題、松田町会議規則第36条により、個別審議とさせていただきたいと思っております。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。この4議案は一括議題、個別審議とすることに決定しました。



副 議 長 日程第5「議案第7号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第6「議案第8号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第7「議案第9号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、日程第8「議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 それでは、議長の御指示を頂きましたので、4つの議案をまとめて上程をさせていただきます。議案第7号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するを別紙のように定める。

次に、議案第8号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

次です、議案第9号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

最後に、議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。それでは、議案ごとに審査しますので、議案第7号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第7号松田町指定地域密着型サービス事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正理由につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

また、今回の主な改正点でございます。4つほどございます。管理者の兼務できる範囲の明確化により、同一敷地内の事業所や施設等での勤務が、勤務でなくても可能な旨を明確化、身体的拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う委員会の設置、指針の整備、研修の実施や利用者の生命または身体保護のための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った記録を残す。高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた際に、医療機関との連携が適切に行われるよう、実効性のある連携の構築。利用者の安全及び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減するための方策を検討する委員会の設置などでございます。

それでは、議案9枚おめくりいただきまして、参考資料、新旧対照表で御説明させていただきます。今回は、町条例に定められている地域密着型サービス提供事業者全てを網羅するために、事業者ごとに同じ項目を追加する場合がございます。重複する箇所の説明については、大変恐れ入りますが、割愛するとともに、主だった内容について御説明させていただきます。

それでは、2ページをお願いいたします。第7条、指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業者の管理者に対する規定でございます。提供する介護サービスの質の担保と介護サービスの事業所を効果的な運営をする観点から、管理

できる事業所の範囲についての現行欄「同一敷地内にある」を、改正欄では削るものでございます。このほかにも、管理者の兼務範囲の見直しの規定につきましては、第48条、第62条、第83条、第111条、第131条、第166条、第192条においても同様の改正が行われているので、説明は省かさせていただき、割愛させていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所に対する具体的取扱方針の規定でございます。改正案、24条第7号の後に、身体的拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う利用者の生命または身体保護をするため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った際の理由を記録に残すなどの規定を定めた第8号、第9号を追加し、それに伴う、以下の各号のずれを改め改正しております。

また、これに類似するものとして、4ページを御覧ください。記録の整備の規定でございます。第42条第2項第4号の後に、第24条第9号に係る身体的拘束に係る状況、緊急やむを得ない理由を記録する規定を定めた第5号が追加され、以下、各号のずれを改め改正しております。このほか、身体拘束等の適正化に関する見直しについては、第51条、第58条、第59条の9、第59条の19、第59条の30、第59条の37、第70条、第79条、第92条、第197条にて同様の改正が行われております。

それでは、ページのほう飛びまして、22ページをお願いいたします。指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針の規定でございます。改正案、92条第6号の後に、当該事業所における利用者への身体拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修の開催を定めた規定第7号を加えます。次に、第106条の2では、事業者において利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減のための委員会の定期的開催を定めた規定を新たに加えております。このほか、130条でも同様の改正が行われております。

続きまして、25ページをお願いいたします。認知症対応型共同生活介護事業所における協力医療機関等の規定でございます。改正案、第125条第1項の後に、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた際に、利用機関との連携を

適切に行われるよう、実効性のある連携の構築のため、1つとして、医師と、医師または看護師が行う相談の対応の確保、2つ目として、事業者から診療の求めがあった場合の診療体制の常時確保、3つ目として、年1回以上、協力医療機関との間で、利用者急変時の対応の確認などを行った規定を2条第2項から第6号に新たに加えたものでございます。また、このほか、協力医療機関との連携構築に関する見直しについては、第147条、第172条でも同様の改正が行われております。

それでは、すみません、改正本文のほうにお戻りいただきたいと思います。ページ14ページを御覧ください。附則でございます。この条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行します。

また、以下の附則につきましては、第2項で重要事項の掲示に係る経過措置、第3項で身体的拘束等の適正化に係る経過措置、4項では利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置に係る経過措置、5項では協力機関等の連携に関する経過措置を定めております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 次に、議案第8号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第9号松田町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本議案の改正理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布により、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備、運営に関する基準等が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

今回の主な改正点でございます。4つでございます。管理者の兼務できる範囲の明確化により、同一敷地内の事業所や施設等での勤務でなくても可能な旨を明確化、身体拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う委員会の設置、指針の整備、研修の実施や利用者の生命または身体保護のために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った記録を残す。高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた際に、医療機関との連携が適切に行われるよう、実効性のある連携の構築。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減するための方策を検討する委員会の設置などがございます。

それでは、参考資料、新旧対照表で御説明をさせていただきます。今回の町条例に定められている地域密着型介護予防サービス提供事業者全てを網羅するために、事業者ごとに同じ項目の追加をする場合がございます。重複する箇所の説明については、恐れ入りますが、割愛させていただくとともに、主な内容についてだけ説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。第6条、介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者に対する規定です。こちらは、提供する介護サービスの

質の担保と、介護サービスの事業所を効果的に運営する観点から、管理できる事業所の範囲について、現行欄の「同一施設内にある」を改正案では削るものでございます。このほかにも同様の改正が第45条、第72条、第79条において同様の改正が行われております。

続きまして、4ページをお願いいたします。第40条の記録に関する規定でございます。改正案、同条2項第2号の後に、身体的拘束等の適正化に伴い、第42条第11号の規定による身体的拘束等を行った際の利用者の状況、緊急やむを得ない理由を記録する規定を定めた第3号を新たに加え、これによる各号以下のずれ等を改め改正するものでございます。

類似の内容として、5ページを御覧ください。第42条の介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針の規定でございます。改正案のとおり、同条第9号の後に、身体的拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う利用者の生命または身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った際の理由を記録に残す規定を定めた第10号、第11号を加え、それに伴う各号のずれ等を改めるものでございます。このほか、第13条において同様の改正が行われております。

続きまして、9ページをお願いいたします。指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を設置した規定でございます。改正案、63条の2として、事業者において、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減のため、委員会を定期的開催する規定を新たに追加しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の協力医療機関に関する規定でございます。改正案、第83条第1項の後に、高齢者の施設内で対応可能な医療の範囲を超えた際に医療機関との連携が適切に行われるよう、実効性のある連携の構築として、1つ目、医師または看護師が行う相談対応の体制の確保、2つ目、事業所から診療の求めがあった場合の診療体制の常時確保、3つ目、年1回以上、協力医療機関との間

で利用者急変時の対応の確認などの規定を定めた第2項から第6号を新たに加え、それに伴う各号のずれを改め、改正するものでございます。

それでは、すみません、改正文にお戻りいただき、6ページをお願いいたします。御覧ください。附則でございます。この条例の施行期日は、令和6年4月1日から施行いたします。また、以下、附則につきましては、2項で重要事項の掲示に係る経過措置、3項で身体的拘束等の適正化に係る経過措置、4項で利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、5項で協力医療機関との連携に関する経過措置を定めております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第8号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 次に、議案第9号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長　それでは、議案第9号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例の改正理由としては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する規定等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点につきましては、4つほどございます。公正中立性の確保のための取組の見直しとして、事業者の負担軽減を図るため、サービスの医療割合、サービス事業者に提供されるものの割合に関し、利用者への説明と理解を得る。指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングを2か月に1回利用者を訪問、利用者へ訪問しない月はテレビ電話装置等の活用も可能。ケアマネジャー1人当たりの取扱件数について、基本方針における取扱件数の整合性の観点から、事業所ごとに1人以上の常勤ケアマネジャーの配置。身体的拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う委員会の設置、指針の整備、研修の実施や利用者の生命または身体保護のための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った記録を残すなどがございます。

それでは、参考資料、新旧対照表によって御説明をさせていただきます。3枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。第4条、従業員の員数に関する規定でございます。改正案第4条第2項には、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員の配置の基準を定めた規定に改め、同項の次に、当該事業所が国民健康保険中央会が運用するシステムを活用し、事務職員の配置する際の人員配置を規定する第3号を加えます。

3ページを御覧ください。第6条、内容、手続の説明及び同意に関する規定でございます。現行欄の第2項下線部を改正案では削り、改正案の同項の次に、居宅介護支援事業所の公正中立性の確保のための取組の見直しを規定する第3号を加えます。

6ページを御覧ください。第15条、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針に関する規定です。改正案、同条第2号の次に身体的拘束等の適正化を推進して



いく中で、利用者の生命または身体保護のための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った記録を残す規定を定めた第2号の2、第2号の3を加え、利用者のモニタリングに関する規定等を定めた第14号のイを加えるものです。なお、31条でも同様の身体拘束等の適正化に関する規定を定めております。

それでは、改正本文にお戻りください。改正本文の4ページを御覧ください。附則でございます。この条例の施行期日ですが、令和6年4月1日より施行します。また、以下の附則につきましては、第2項、重要事項の掲示に係る経過措置、第3項で身体的拘束等の適正化に係る経過措置、第4項で利用者の安全並びに介護の質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、第5項で協力医療機関との連携に関する経過措置を定めております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第9号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 次に、議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の

運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長 それでは、議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例の改正理由につきましては、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことにより、所要の改正をするものでございます。

今回の主な改正点、こちらも4つでございます。管理者の兼務である範囲等を明確化により、同一敷地内の事業所や施設等で勤務でなくても可能な旨を明確化。指定居宅介護サービスの事業者等との連携によるモニタリングを2か月に1回、利用者を訪問。利用者への訪問しない月については、テレビ電話装置等の活用を可能とするもの。指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員の配置の基準、身体的拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う委員会の設置、指針の整備、研修の実施や利用者の生命または身体保護のための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った記録を残すなどでございます。

それでは、新旧対照表によって御説明をいたします。3枚おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。第5条、従業員の員数に関する規定でございます。現行欄、同条の下線部分を改正案のとおり改め、第1項の次に、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準を定めた第2項を加えます。

第6条、管理者の規定でございます。現行欄、同条第1項、第2項の下線部を改正案のとおり改め、恐れ入ります、2ページ目を御覧ください。改正案同項の次に、同事業所の管理者は主任介護支援専門員である規定及び管理者の兼務範囲の明確化を規定するもの、第3項と第4項を加えております。

続きまして、3ページを御覧ください、第13条、利用料等の受理に関する規

定でございます。改正案、同条第1項の次に、利用者が事務地域以外に居宅に訪問した際に、交通費の請求及びサービス提供に係る費用の請求に対して、利用者等への説明、同意規定を定めた第2項第3号を加えます。

続きまして、6ページを御覧ください。改正案、第31条、記録の整備の規定でございます。同条第2号の下線部分に改め、その次に、身体的拘束等を行った理由の記録に伴う規定を定めた第3号を加え、これによる各号のずれ等を改め、改正するものでございます。

7ページを御覧ください。第33条、指定居宅介護支援の具体的取扱方針の規定でございます。改正案、同条2号の次に身体的拘束等の禁止、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行った際の記録の規定を定めた第2号の2、第2号の3を加え、第16条のイの次に利用者へのモニタリングの期間、テレビ電話装置等を使用した方法の規定、それに伴う利用者の同意等の規定を定めたロからニを新たに加えるものでございます。

9ページを御覧ください。改正案、第33条第28号の次に、市町村に対する情報提供の規定を定めた第29号を加えるものです。

それでは、改正本文にお戻りいただき、改正本文の4ページを御覧ください。附則でございます。この条例の施行期日は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、以下の附則につきましては、2項、重要事項の揭示に係る経過措置、3項、身体的拘束等の適正化に係る経過措置、第4項、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、第5項、協力医療機関との連携に関する経過措置を定めております。

説明のほうは以上となります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 暫時休憩いたします。10時35分より再開いたします。 (10時18分)

副 議 長 休憩を解いて再開します。 (10時35分)

日程第9「議案第11号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第11号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第11号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行

に伴い、所要の改正をするものでございます。今回の改正の主な内容でございます。懲戒に係る権限の濫用禁止に関する条項の削除や、子ども・子育て支援法などの一部改正により、条項の一部を改正するものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。まず、子ども・子育て支援法の一部改正により、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたため、同条を引用している規定中にある新旧対照表の1ページ目の第4条から16ページ目の第52条第3項まで、それから17、18ページの附則までの各所にございます引用条項につきまして、法第19条第1項第1号とあるのを法第19条第1号に、法第19条第1項第2号とあるのを法第19条第2号に、法第19条第1項第3号とあるのを法第19条第3号に、法第19条第1項各号とあるのを法第19条各号に、そして同項第3号とあるのを同条第3号にそれぞれ改めるものです。

恐れ入ります、6ページを御覧ください。認定こども園法の一部改正によりまして、引用している法律の項ずれによりまして、規定中の第15条第1項第2号中、同条第11項を同条第10項に改めます。

学校教育法の一部改正によりまして、法第25条に第2項及び第3項が新設されたことから、同条を引用している規定中の第15条第1項第3号中、第25条を第25条第1項に改めるものです。

また、児童福祉法の一部改正による主務大臣の変更に伴い、規定中の第15条第1項第4号中及び12ページにございます第44条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣にそれぞれ改めるものです。

恐れ入ります、7ページを御覧ください。民法等の一部を改正する法律により、民法第822条が削除され、関係法令におきまして懲戒が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止につきまして規定している第26条を削除するものです。

次に、12ページを御覧ください。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、第48条中「利用定員の定員を」を「利用定員を」に改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。なお、参考資料2といたしまして、2月15日全員協議会の際、御説明させていただきました資料を添付してございます。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第11号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 お諮りします。日程第10「議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例」と日程第11「議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」の2件の議案につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするため提案するものです。よって、一括議題、個別審議とさせていただきたいと思っております。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。この2議案は、一括議案、個別審議とすることに決定

しました。

副 議 長 日程第10「議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例」と日程第11「議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 それでは、一括で上程をさせていただきます。議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

続きまして、議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。それでは、議案ごとに審議しますので、議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正の理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。改正の主な内容でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正により、法第19条第2項の削除に伴い、条例中に該当する条項の一部を改正するものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。子ども・子育て支援法の一部改正により、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたため、同条を引用している規定中の新旧対照表の1ページの第3条第1号中、法第19条第1項第1号を法第19条第1号に、

同条第2号中、法第19条第1項第2号を法第19条第2号に、同条第3号中、法第19条第1項第3号を法第19条第3号にそれぞれ改正するものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正の理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。改正の主な内容でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正により、条項の一部を改正するものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料、新旧対照表を



御覧ください。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法第77条が第72条に繰り上げられたことにより、条例で引用している規定中の第1条中、第77条第1項を第72条第1項に、第2条中、法第77条第1項を法第72条第1項にそれぞれ改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第12「議案第14号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第14号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する

法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第14号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正の理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の主な概要でございますが、家庭的保育事業者等に安全計画の策定等が義務づけられたこと及び自動車を運行する場合の所在の確認などを行うことが義務づけられたことから、国の定める基準に従い、規定を追加及び改正をするものです。また、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する条項の削除及び児童福祉法の一部改正に伴う主務大臣の変更による改正をするものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。1ページ目の下段でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、条例第8条の次に第8条の2、安全計画の策定等として、家庭的保育事業者に利用乳幼児の安全確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修、訓練等の安全計画を作成し、その計画に従い必要な措置を講じることの規定を加えるものです。

また、2ページの第2項といたしまして安全計画の職員への周知、第3項として安全計画の保護者への周知、第4項として安全計画の見直し、変更の規定をそれぞれ加えるものです。

第8条の3、自動車を運行する場合の所在の確認は、利用乳幼児の通園や園外での活動等のために自動車を運行する場合には、乗車及び降車の際に点呼等による利用乳幼児の所在確認を行うことの規定を加えるものです。

また、第2項として、送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合には、

利用乳幼児の所在を見落とさないようブザー等の装置を設置することと、その装置を用いて乗降車時の際の確認を行うことの規定を追加するものです。

次に、第11条です。社会福祉施設を設置するときの設備及び職員の基準について、改正案のとおり改めるものです。また、民法等の一部を改正する法律により、民法第822条が削除され、関係法令において懲戒が削除されたことに伴いまして、懲戒に係る権限の濫用禁止について規定している第14条を削除するものです。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、第15条、衛生管理等は、家庭的保育事業者等に感染症、食中毒の予防、蔓延防止のための具体的内容といたしまして、研修及び訓練を実施することを条例に明記するため、改正案のとおり改めるものです。

4ページを御覧ください。第26条につきましては、児童福祉法の一部改正による主務大臣の変更に伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正するものです。

改正条例本文の2ページを御覧ください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第14号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第13「議案第15号松田町小規模保育所条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号松田町小規模保育所条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第15号松田町小規模保育所条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正の理由でございます。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正により、法第19条第2項の削除に伴い、条例中に該当する条項の一部を改正するものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたため、同条を引用している規定中の第5条中、第19条第1項第3号を第19条第3号に改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第15号松田町小規模保育所条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第14「議案第16号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第16号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由でございますが、児童福祉施設の設備の運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、放課後児童健全育成事業者に安全計画の策定が義務づけられたこと及び業務継続計画の策定が努力義務化されたこと、自動車を行う場合の所在の確認などを行うことが義務づけられたことから、国の定める基準に従い規定を追加及び改正をするものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。1ページ目でございます。条例第7条の次に第7条の2、安全計画の策定等として、放課後児童健全育成事業者に児童の安全確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修、訓練等の安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずることについての規定を追加するものです。次に、第2項といたしまして安全計画の職員への周知、第3項といたしまして安全計画の保護者への周知、第4項として安全計画の見直し、変更の規定をそれぞれ追加するものです。

2ページを御覧ください。第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認といたしまして、児童の学童施設外での活動等のために自動車を運行する場合には、乗車及び降車の際に点呼等による児童の所在確認を行うことの規定を加えるものです。

第13条の2、業務継続計画の策定等として、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講ずることについての規定を追加するものです。第2項につきましては業務継続計画の周知、第3項については業務継続計画の見直し、変更についての規定をそれぞれ追加するものです。

第14条、衛生管理等につきましては、放課後児童健全育成事業所における感染症、食中毒の予防、蔓延防止のための具体的内容として、研修及び訓練を実施することを条例に明記するため、改正案のとおりに改めるものです。

改正条例本文2ページを御覧ください。附則でございますが、第1項、この条例は公布の日から施行いたします。

第2項、安全計画の策定等に係る経過措置でございます。この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」と

する。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 2点ですね、お伺いをいたします。この一部改正条例の中で、安全計画の策定及びですね、業務継続計画の策定とあります。松田町はですね、放課後児童の事業の設置者であるというふうに認識しております。これらの計画について、いつですね、策定をする予定なのかお知らせいただきたいと思います。

子育て健康課長 この計画につきましては、施行された後、直ちにですね、速やかに計画のほうを策定する予定でございます。

9 番 井 上 ありがとうございます。このですね、附則の中でですね、施行の日から令和6年3月31日までというふうに附則にありますけれども、それではですね、もう3月中に策定をするという理解でよろしいでしょうか。

子育て健康課長 議員のおっしゃるとおり、その予定でございます。

9 番 井 上 終わります。

副 議 長 ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第16号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 暫時休憩します。11時15分より再開いたします。 (11時10分)

副 議 長 休憩を解いて再開します。 (11時15分)

休憩中に、町長より議案第31号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条

例の提出がありました。ただいまより議案第31号を配付しますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第31号を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩といたします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いします。再開は、議会運営委員会終了次第、再開といたします。(11時16分)

副議長 休憩を解いて再開いたします。(11時21分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定しました。お手元の議事日程の日程第15の前に追加をお願いいたします。

副議長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 飯田一君。

議会運営委員長 それでは皆さん、議会運営委員会の報告を申し上げます。議案第31号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、3月7日、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期についての変更はございません。

次に、審議内容についてですが、議案第31号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、即決でお願いします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございました



たら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

副 議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

それでは、町長より提出された議案第31号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第31号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることを決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

副 議 長 追加日程第2「議案第31号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第31号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び国民健康保険税の軽減措置に係る所得判定基準について、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う町国民健康保険税条例の改正となり

ます。改正内容は、保険税の課税限度額及び保険税の軽減措置に係る所得判定基準の2点について、金額の変更をするものでございます。

議案を2枚おめくりいただき、参考資料で説明させていただきます。右側の現行欄、第2条第3項中、下線部2か所の「22万円」を左側の改正案では「24万円」に改め、第20条第1項中、2か所の「22万円」を「24万円」に改めます。次の2ページをお開き願います。同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改めるものでございます。

2枚目の改正文へお戻り願います。下段の附則でございます。第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 今、その条項の説明はあったんですけども、なぜこのように金額を引き上げるのかの説明がありませんでしたので、それぞれのですね、税額の引き上げについての説明をお願いをしたいと思います。

町 民 課 長 上位法となります国民健康保険法施行令のほうで、財源を確保するために課税限度額のほうは引き上げということなんですけども、所得の低い方のためには所得判定に用いる基準のほうも引き上げて、より対象を広くしようという形で改正されております。

9 番 井 上 そういう制度的な部分は分かるんですけどもね、財源とするわけですよ、国民健康保険のほうのですね。ただ、それがどのように財源的に必要な形になったのか。一番限度額がですね、1万円前後ですかね、1万円か2万円ぐらいという形の中で、引き上げそれぞれられてますよね。そこの部分の説明を再度お願いいたします。

町 民 課 長 国民健康保険税のうち、介護分に当たる部分が今回値上げになっているんで

すけれども、介護のほうはやっぱり高齢者が多いので、より財源が必要ということで、その部分だけはやっぱり値上げしたいという形です。

9 番 井 上 介護保険のほうの…介護保険、後期高齢者。再度お願いします。

町 民 課 長 すみません、失礼いたしました。介護保険の部分じゃなくて後期高齢者…被保険者が増えております後期高齢者分の部分になります。

9 番 井 上 部分は分かるんですけれども、例えばこれ、後期高齢者のほうのですね、部分といたしましては、神奈川県の中で後期高齢者の全体としての会計をやりますよね。その中でやはり拠出金として、国保分のほうの負担分がこういうふうな形で決まっていたため、ここでの条例改正をするという意味なのか。松田町の国保会計自体とか、あとの財源の逼迫によってですね、上げるのか。その辺の説明を再度お願いします。

町 民 課 長 松田町ということではなく、全国的にこういう形で取り決められてございます。

9 番 井 上 終わります。

副 議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。追加日程第2、議案第31号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第15「議案第17号令和5年度松田町一般会計補正予算(第8号)」につ

いて、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号令和5年度松田町一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度松田町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億259万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,736万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第4条、地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは説明のほうをさせていただきます。

初めにですね、4ページをお開きください。第2表です。継続費の変更における補正となります。款、土木費、項、道路橋梁費、事業名は町道19号線町屋踏切改良事業でございます。変更内容につきましては、令和5年度事業費の補正前、年割額の7,000万円に対しまして、補正後、年割額をですね、5,263万6,000円に変更する補正でございます。

続きまして、第3表、繰越明許費の追加補正でございます。1つ目でございます。1つ目、事業名、戸籍電算システム改修事業でございます。こちらにつきましては、県内市町村で同一的なシステムを使用していることもあり、国が示す全国統一した戸籍台帳システムの改修作業が翌年度へ繰り越しとなったため、ここで補正をするものでございます。

続きまして、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費でござ

います。こちらにつきましても、令和5年度末時点の残務処理分につきましても、国からの通達等により調整が整いましたので、一部ですね、令和6年度に繰り越して使用する補正予算となっております。

次に、土木費の地籍調査費におきましては、国・県ですね、補正予算を財源として活用し、事業を推進させるためにですね、ここで令和6年度に繰り越すための補正をするものでございます。

次にですね、教育費でございます。こちらにつきましても、松田中学校整備事業におきましては国の補助金等、いわゆる整備の計画に関する諸条件によりまして、改修工事、管理委託料及び改修工事、合わせて繰り越して使用する補正でございます。また、松田幼稚園整備事業におきましても、整備計画に伴う諸条件により、ここで追加補正として繰り越すものでございます。

続きまして、5ページですね、第4表でございます。地方債補正の変更でございます。こちらにつきましても、道路整備事業につきましても、町道19号線町屋踏切改良工事の完了に伴い、補正後では700万円を減額をし、補正後の限度額を2,130万円とするものでございます。

次に、防災施設等整備事業でございます。こちらは、小田原市消防松田分署土地購入事業の推進状況…進捗状況に伴い、当初予定よりですね、時間を要し、年度内の執行ができないため、ここで地方債を3,000万円減額をし、補正後の限度額を700万円とするものでございます。

また、教育施設等整備事業につきましても、松田中学校及び松田幼稚園の整備に伴いですね、ここで1億3,680万円を増額をし、補正後限度額を1億6,560万円とするものでございます。

次に地方債の廃止でございます。こちらにつきましても、起債の目的として、交通安全施設等整備事業でございます。限度額1億1,900万円、こちらは新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗状況により起債を本年度廃止するものでございます。

それでは、12、13ページ、事項別明細書の2、歳入から説明をさせていただきます。初めに、款、項、目、地方交付税でございます。説明欄では普通交付

税、こちらにつきましては、原資となる国税分の増額等に伴いですね、交付額が再算定をされまして、令和5年12月付で普通交付税額の額の変更決定がありましたので、その変更決定額12億6,016万円となるため、ここで4,602万4,000円を増額するものでございます。（私語あり）

分担金及び負担金、目、民生費負担金でございます。説明欄、保育所運営費負担金の現年度分110万7,000円、こちらにつきましては、小規模保育施設や民間保育所の利用実績に伴い、増額補正をするものでございます。

次に、児童福祉費の負担金でございます。説明欄、学童保育保護者負担金現年度分につきましては、こちら利用実績に伴いですね、143万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、使用料及び手数料でございます。項、使用料、目、総務使用料、説明欄につきましては、行政財産目的外使用料でございます。204万2,000円を増額するものでございます。こちらは行政財産の貸付企業からのですね、いわゆる光熱水費分の増額に伴う増額補正となるものでございます。

次に、国庫支出金でございます。国庫負担金で、民生費国庫負担金、説明欄では障害者自立支援給付費等負担金。こちらは給付実績見込みにより2,023万6,000円を増額補正するものでございます。また、説明欄、障害者自立支援医療費負担金では、実績見込みにより175万2,000円の増額補正となり、障害児施設給付費等負担金では111万円の減額補正をするものでございます。こちらの事業につきましては、2分の1の補助事業となっているものでございます。

次に、節、児童福祉費国庫負担金でございます。説明欄、子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましても、実績の見込みにより393万円を減額補正するものでございます。

続きまして、節、保険基盤安定負担金、説明欄では国民健康保険保険基盤安定負担金の、こちらは保険者支援分の実績により90万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、節、児童手当国庫負担金、説明欄では児童手当国庫負担金でございます。こちらにつきましても、実績に伴い721万3,000円を減額する補正と

なります。3分の2の補助事業となっております。

続きまして、目、衛生費国庫負担金、節、保健衛生費国庫負担金。説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。こちらは利用実績によりですね、699万6,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらは1,677万円を福祉事業や子育て支援事業関連に財源補正するためのものでございます。充当事業につきましては、タクシー初乗り料金の無償化事業に747万6,000円、こちらは当初の予算計上でございます。それと、子育て世帯物価高騰対策特別給付金事業、こちら補正2号でやった事業でございますが、そちらに929万4,000円を充当して、この2つの事業の充当分として1,677万円を補正するものでございます。

続きまして、民生費国庫補助金、節、障害者福祉費国庫補助金。説明欄では地域生活支援事業費補助金でございます。こちらの実績の見込みにより7万1,000円の増額補正となります。

続きまして、目、衛生費国庫補助金、節、保健衛生費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備補助金でございます。こちらの実績に伴い136万7,000円を減額補正するものでございます。

続いて14、15ページになります。節、土木費国庫補助金でございます。こちらは社会資本整備総合交付金の道路・橋梁関連では、新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線の進捗状況に伴い、3,080万円を減額補正するものでございます。

次に、説明欄の道路局所管補助金では、橋梁定期点検事業といたしまして156万5,000円、また道路新設改良整備事業の町道19号線、町屋踏切におきましては825万円、これは確定に伴い、ここで減額補正するものでございます。

続きまして、目、教育費国庫補助金、節、中学校費国庫補助金です。こちらは松田中学校整備事業における説明欄の学校施設環境改善交付金3,500万円、同じく節、幼稚園費国庫補助金、松田幼稚園整備事業に伴う補助金として

2,700万円の増額補正となるものでございます。

続きまして、款、県支出金でございます。目の民生費負担金、説明欄では障害者自立支援給付金等負担金でございます。こちらにつきましても、実績に伴う減額補正及び増額補正でございます。ここの主なものにつきましては、障害者…ごめんなさい。自立支援給付負担金につきましては、給付の実績により1,011万8,000円のここは増額補正になります。そして、障害者自立支援医療費につきましては、実績見込みにより87万6,000円の増額。そして、障害児施設給付費の負担金につきましては、55万5,000円、ここで減額補正をするものでございます。

続きまして、節、児童福祉費負担金の説明欄、子どものための教育・保育費給付金の県費でございます。こちらは給付費の実績見込みにより、115万4,000円を減額補正するものでございます。6分の1の補助事業となっております。

続きまして、節、保険基盤安定負担金につきましても、保険基盤安定の保険者分の減額分の実績に伴い、ここで説明欄にありますとおり、国民健康保険保険基盤安定負担金で321万7,000円を減額補正するものでございます。

節の児童手当負担金につきましても、実績に伴い128万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、県補助金でございます。項、県補助金でございます。節、老人福祉費補助金、説明欄につきましては、地域医療介護総合確保基金事業費補助金でございます。こちらは事業の執行状況に伴い、ここで1,828万5,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、節、障害者福祉費補助金、説明欄、地域生活支援事業費補助金では、実績見込みにより3万6,000円の増額補正となります。

次に、節、児童福祉費補助金の説明欄、小児医療費助成事業補助金につきましては、受診等の実績により197万2,000円の増額補正となります。こちらは2分の1の補助事業となっております。

続きまして、目、衛生費補助金でございます。節、水源環境保全・再生施策市町村補助金でございます。説明欄では、河川・水路自然浄化対策推進事業費



補助金でございます。水源環境保全・再生事業調査の確定に伴い、ここで610万円を減額補正するものでございます。この事業につきましては、10分の10の補助事業となっております。

続きまして、土木費補助金でございます。説明欄は地籍調査費補助金でございます。歳入の中で…ごめんなさい。622万1,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、款、財産歳入、項、財産運用収入、目、財産貸付収入、節、土地建物貸付収入等でございます。ここではですね、旧寄中学校の貸付事業者を決定をしたことに伴い、土地・建物合わせて141万8,000円の増額補正をするものでございます。こちらは2か月分の収入を見込んだものでございます。

続きまして、16、17ページでございます。項、財産売払収入、目、不動産売払収入、説明欄では町有地売払収入でございます。こちらは湯の沢地区の寄附地でございますましたものを売却により979万2,000円の増額の補正となります。

続きまして、款、項、寄附金でございます。目で一般寄附金、説明欄ではふるさと応援寄附金でございます。年間の見込み額における増収分でございます。2,000万円をここで増額補正するものでございます。

続きまして、目、節でございますが、特定寄附金でございます。説明欄ではまち・ひと・しごと創生寄附金でございます。新たに3件のですね、企業版ふるさと納税の寄附を頂きましたので、ここで90万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金の繰入れにつきましては、普通交付税等の増額に伴い、予算全体の財政状況を鑑みてですね、ここで5,000万円を減額の補正をさせていただくものでございます。

続きまして、目、教育施設整備基金繰入金では、松田中学校改修工事監理委託分と改修工事分、また松田幼稚園園舎改修の監理委託分及び改修工事等に伴う6,085万5,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、目、節で森林環境譲与税基金繰入金でございます。こちらは333万3,000円の減額補正です。森林経営管理意向調査委託料がですね、経営管

理における手順の見直し等に伴い、ここで同額を減額補正をするものでございます。

続いて、款、項でございます。町債でございます。目は土木費でございます。節、交通安全施設等整備事業債、こちらは新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗状況に伴い、ここで減額補正をするものでございます。

また、節、道路整備事業債でございます。こちらは町道19号線町屋踏切改良事業につきまして、ここで確定に伴い、減額補正をするものでございます。

続きまして、目、消防債でございます。節、消防施設等整備事業債、説明欄につきましては小田原市消防松田分署土地購入事業につきまして、進捗状況等に伴い、ここで減額補正をするものでございます。

次に、目、教育債でございます。こちらにつきましては、松田中学校整備事業の部分で、7,620万円を増額補正するものでございます。また、松田幼稚園整備事業におきましても、ここで6,060万円を増額補正をするものでございます。

18、19ページになりますが、事項別明細書の3、歳出について説明をさせていただきます。初めにですね、款、総務費、項、総務管理費でございます。こちらは説明欄、職員給与費でございます。職員の異動等に伴い、ここで67万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、減債基金積立金でございます。令和5年度の普通交付税の追加交付がございました。この算定におきまして、臨財債の償還金としてですね、追加分が交付されております。いわゆる1,757万8,000円がですね、今後の償還に合わせて減債基金に積み立てるというふうな形の交付でございます。それをもちまして令和6年度以降の償還に向けて減債基金に同額1,757万8,000円を積み立てるものでございます。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費の目、財産管理費でございます。説明欄、公共施設等整備基金に3,000万円をここで積み立てるものでございます。今後の寄地域の活性化に向けた施設整備ほか、町有財産の維持管理に伴う安定的な財源運営を進めるために、ここで3,000万円を追加で補正するもので

ございます。

続きまして、目の企画費でございます。説明欄、ふるさと納税管理経費でございます。先ほどの収入増が見込まれるため、ここで寄附増額収入のいろいろな返礼品及び配送料その他の寄附募集に伴う委託料等々を含めまして、1,040万円をここで増額補正するものでございます。

続きまして、説明欄は企業版ふるさと納税推進委託料でございます。こちらにつきましては、寄附希望企業へのですね、啓発を促すための委託事業としまして、今回啓発を受けてですね、寄附を頂くための成果報酬型の委託料をここで58万3,000円増額補正するものでございます。

続きまして、電算管理費でございます。説明欄でございますが、事務用備品、こちらはですね、一括町村会、いわゆるシステム組合による電算機器の購入を入札をしましたところ、事務費の落札差金により、ここで164万6,000円を減額補正するものでございます。

次に、項、選挙費、目、町議会議員選挙費でございます。説明欄、負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、公費負担経費の利用実績に基づき、ここで500万円を減額するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページでございます。民生費、社会福祉費の目、社会福祉総務費、説明欄では（４）地域福祉推進事業、地域福祉計画の策定に伴い、ここです、一部職員、マンパワーでの実施によりですね、減額をするものでございます。

続きまして、節、繰出金でございます。説明欄、国民健康保険基盤安定制度繰出金549万3,000円を実績により減額補正するものでございます。また、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、67万7,000円の増額補正で、こちらは職員の異動に伴う職員給与費等の繰出金となります。

続きまして、目、老人福祉総務費でございます。こちらは地域医療介護総合確保基金補助金として1,828万5,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、障害福祉費でございます。説明欄の障害者福祉計画策定業務委託料につきましても、計画策定に伴う一部マンパワーの実施に伴い、

215万5,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、目、障害者福祉費、説明欄（3）障害福祉サービス等給付事業でございます。こちらの扶助費でございますが、4,196万5,000円、給付実績見込みにより増額を補正するものでございます。

説明欄（5）障害者機能訓練・社会参加支援の啓発事業の相談支援事業負担金につきましては、過去の実績のですね、等における精算分がここでありましたので、77万9,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、項、児童福祉費でございます。説明欄（2）小児医療費助成事業の扶助費につきましては、利用実績により474万4,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、目、児童措置費でございます。説明欄（1）保育所運営事業扶助費で、1,193万8,000円を利用実績に伴い、ここで減額補正するものでございます。

次に（3）児童手当事業でございます。こちらの実績に伴い、970万円を減額補正するものでございます。

続きまして22、23ページでございます。衛生費でございます。目、予防費、説明欄（1）新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業でございます。こちらは177万6,000円の減額補正となります。また、（2）におきましての接種事業につきましても、利用実績により699万6,000円の減額補正をするものでございます。会計年度任用職員給与費につきましては、ワクチン接種体制のですね、今後の整備事業の事務費として40万9,000円を増額補正、こちらはするものでございます。

続きまして、目、環境対策費でございます。説明欄（5）小田原市斎場事務委託料でございます。150万円の減額補正をするもので、主に電気料等の高騰を想定していたものがですね、それ以下になったという状況のもとで、減額補正をするものでございます。

（8）河川・水路自然浄化対策推進事業でございます。こちら事業調査の落札差金確定に伴い、610万円を減額補正するものでございます。

項、清掃費でございます。委託料の説明欄（４）廃棄物収集運搬委託料につきましても、実績の見込みにより、ここで200万円を減額補正するものでございます。

続きまして、農林水産業費でございます。目の林業振興費、説明欄、委託料でございます。先ほど歳入でちょっと説明させていただきましたが、森林の経営管理意向調査委託料におきまして、その管理における手順の見直しなどがありましたので、ここで同額の333万3,000円の減額補正をするものでございます。

24、25ページになります。土木費でございます。目、土木費、土木総務費、説明欄、道路台帳補正事業委託料につきましては、事業確定に伴い、ここで262万7,000円の減額補正をするものでございます。

また、説明欄（３）地籍調査費につきましては、中央地区及び河内地区の測量等に伴う増額補正として、946万円の補正をするものでございます。

続きまして、目、道路新設改良費の説明欄では、町道19号線に伴いですね、改良の事業費確定に伴い、ここで1,736万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、説明欄、橋梁維持費の目の説明欄でございます。こちらは橋梁点検の委託でございます。事業確定に伴い、232万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、項、都市計画費でございます。こちらにつきましては用途地域見直しに係る図書の作成業務委託や、第8回の線引き見直しに係る図書策定業務など、これらの確定に伴いですね、総額485万7,000円を減額補正するものでございます。

また、項、都市計画費、目、都市計画総務費の委託料の説明欄、新松田駅北口再開発事業支援及び設計業務委託につきましては、事業費の確定に伴い、400万円を減額補正するものでございます。

またですね、26ページ、27ページにわたりますが、新松田駅周辺整備基金の積立てとしてですね、ここで3,000万円の補正をさせていただきます。今後のですね、見込まれる財政需要を見据えてですね、ここで積み立てる補正をさせ

ていただくものがございます。

続きまして、都市計画費でございます。こちらの説明欄、新松田駅南口駅前広場（町道5号線）の委託料でございます。また、新松田駅の建物・工作物の委託料、公有財産の購入の用地買収の費、また補償補填及び賠償金の物件損失補償費等々、事業の進捗状況に伴い、ここで全て減額補正をさせていただくものがございます。

次にですね、項、消防費でございます。こちらは説明欄、一般事務経費でございますが、消防広域化における足柄消防松田分署の土地購入の調整に時間を要したためにですね、今回年度内の執行ができないため、令和5年度に計上していた8,000万円をここで減額補正するものがございます。

また、負担金補助及び交付金につきましては、小田原市消防本部のですね、予算執行状況や事業完了等に基づく精算分に伴い、事務負担金を264万円を減額補正するものがございます。

次に教育費でございます。款、教育費、項、中学校費、目、松田中学校費、説明欄（1）学校管理経費におきましては、卒業記念品といたしまして、70万1,000円を補正するものがございます。

また、説明欄の（1）松田中学校整備事業に伴う工事監理及び工事の改修事業におきまして、1億5,233万9,000円をここで増額補正するものがございます。

また、目の松田幼稚園費におきましても、説明欄（4）施設整備事業に伴う事業費として、ここで1億731万6,000円の増額補正をするものがございます。

28、29ページにおきましては、公債費の利子でございます。こちらは650万円の減額補正をするものがございます。町債の利子償還に関する経費につきましては、当初予算でですね、新たに起債をする事業などを予定どおり全て借入れた場合で試算をしておりました。また、利率につきましても2%程度で試算をしておりましたが、松田小学校整備事業などの利子、また臨財債の利率の変更などにより低い利率になったためですね、借入れができたなどにより、ここでその残額分の減額として650万円を補正するものがございます。

予備費につきましては、ここで4,990万7,000円を増額をし、補正後の合計は

8,417万8,000円とするものでございます。

続きまして、30ページから33ページにつきましては給与明細書、そして34ページに継続費の調書とですね、地方債の調書を添付させていただいております。また、35ページから38ページまでにつきましては、今回の補正に伴う工事内容の説明資料となっておりますので、よろしくお願いをします。

以上で一般会計補正予算（第8号）につきまして、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。ここで暫時休憩いたします。休憩中に昼食を取ってください。1時30分から再開いたします。 (12時08分)

副 議 長 休憩を解いて再開します。 (13時30分)  
担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑ある方。

9 番 井 上 何点かですね、補正予算の中で質問させていただきたいと思います。

1点目ですね、収入の17ページ、先ほど説明されたんですけども、ちょっと早かったのですよね、メモができませんでしたので、17ページの町有地売払収入979万2,000円ですね、これはどの土地のことなのかということでお願いをしたいと思います。

あとですね、19ページ、中段に積立金の中に公共施設整備基金積立金3,000万円ございます。公共施設のこの3,000万円を積み立てた際のですよね、現在高とといいますか、が幾らになるのか。

あと、この公共施設整備計画の中では、この基金は最初の1回だけの積み立てというふうな説明があったかと思いますが、今後どのようにこの3,000万円を対応されていくのかの説明をお願いをしたいと思います。

あとですね、歳出のほうで、27ページ、新松田駅南口駅前広場整備事業で1億5,520万円の減額ということです。これも毎年ですね、この時期に補正で補正減をされていると思いますが、その進捗状況とといいますか、こういった理由でここで減額をされたのか、発表できる範囲で結構ですので、お願いをしたいと思います。

あとですね、同じページの中段の消防費、常備消防費の中で、用地買収費8,000万円の減額補正です。これもですね、同じくどういった理由で用地買収契約が成立できなかったのか、分かる範囲でお願いをしたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

総務課長 井上議員の御質問にお答えさせていただきます。まず歳入の町有地売却でございますが、こちらのほうにつきましては、一番大きいのがですね、寄の湯の沢の昔の温泉跡地というところでございます。そちらが314平米でございます。あと、中丸児童公園の近くに昔の赤道、要は使っていない赤、認定外の廃道を一部売却しております。これが5.56平米。それからもう1点が、やはり惣領の町屋の観音道下のほうなんです、やっぱり水路、廃水路、もう使っていない昔の廃水路敷が12.26という、この3筆でございます。

続きまして、公共施設の関係でございます。19ページでございます。こちらの今、補正予算を計上しております、3,000万。こちらの3,000万を含めると、1億7,600,409万になります。1億7,640万9,000円ですね。

それから、公共施設基金については、1回だけの積立てという話ではなく、その都度、町財政のほうで余裕があればその都度、見直しの中で積み立てられるときに積み立てるという形で御説明をさせていただいたと思います。取りあえず、すみません、その2点は以上でございます。

まちづくり課長 私のほうは、3点目、27ページの新松田駅南口の補正減額についてでございます。用地の交渉等をしているという中での説明が続いているわけですが、本年度も粘り強く、また積極的に交渉させていただいたんですけども、理由といたしましては、交渉がまとまりませんでした。ということでございます。交渉の中身については、交渉事ですので控えさせていただきます。以上です。

総務課長 同じく消防費、用地費でございます。こちらのほうもですね、契約に向けていろいろと交渉はさせていただいておりませんが、内容についてはちょっと控えさせていただきますが、交渉に至らなかったのも、今回減額補正という形にさせていただいております。以上です。



9 番 井 上 ありがとうございます。じゃあ、ページ、歳入のほうのですね、ページ19の公共施設基金の積立金3,000万円、これは特に特定の公共施設に充てるということではなく、積立金を増やして将来の公共施設整備に充てるという考え方だというふうに理解をしました。

あと、27ページのですね、南口駅前広場整備の減額補正分、交渉がまとまらなかったということでありましてけれども、6年度当初予算のほうで計上されているというふうに理解していますが、見込みがあれば、6年度での契約見込みがあるのかないのかも分かればですね、教えていただきたいと思います。

同じく、その下の消防費の8,000万円の減額部分は、これも当初予算に計上されていると思いますが、どのくらいの時期でですね、契約が締結できるのか。そういった見通しが分かればですね、教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 1点目の南口の件で、新年度の予算の関係についてお問合せがございましたけれども、しっかりと交渉して、努めてまいりますということを意思表示させていただきます。以上です。（私語あり）交渉事ですので、努めさせていただきます。以上です。

総務課長 消防用地についても、まちづくり課長と同じになってしまうんですが、交渉事なので、いつまでというお話はなかなかできないところでございます。鋭意努力して、頑張っているところでございますので、しかるべき時期に報告ができるように頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

9 番 井 上 ありがとうございます。3点目…4点目の消防のほうはですね、前回もやはり消防会議等のタイミングでですね、その辺は各小田原市消防との提携をしている市町村の中での発表があるというふうなことを聞いたと思います。その辺のですね、小田原市消防における全体会議ですか、そういった中でのスケジュールの中で公表できる時期等があればですね、その辺も併せて教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

安全防災担当室長 お答えします。小田原市消防とは過去にこの件については調整して話を進めています。また、2市5町の担当のところでは、その中で情報を共有しているところでもあります。以上です。

9 番 井 上 分かりました。多分そういった会議のですね、タイミングというのがあって、前回もその会議で発表できる形であればね、そこに合わせて議会のほうにもお知らせをいただけるというふうなね、回答を頂いたと思います。今回もたしか秋ぐらいがそういった会議があるということですので、その前あたりにはめどがつくんじゃないかなというふうに勝手に考えますが、そういったことでよろしいでしょうか。

総 務 課 長 先ほどお話しさせていただきましたとおり、交渉事です。議員がおっしゃるように、できればそういうタイミングでやりたいとは思っておりますが、相手のあることをございます。鋭意努力して、頑張っていきたいと思っておりますので、その点の旨、御理解いただければと思います。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。終わります。

副 議 長 ほかに。

8 番 田 代 補正予算書17ページをお願いいたします。一般寄附金、ふるさと応援寄附金、これにつきまして、当初1億1,000万円、当初予算で見ていたものが、今回200万増えて…2,000万ですか、1億3,000万と。その下の企業版のふるさと納税、この寄附金については、当初が10万で見ていたのが90万と、100万円になったと。非常に町税が減少する中で、一つは明るい話題かなと考えております。この増えた要因、それが1点です。

それとあと、説明のときに、企業のほうは3件増えた。これについて、包括協定とかそういうのをされているんで、そういった企業が増えたのかなというふうに感じたんですけども、この増えた要因ですね、あとは企業の内容。それが1点目です。

それと関連して、19ページをお願いいたします。ふるさと寄附金のところで。これについても当初、572万です…あ、5,720万が今回1,040万補正して6,760万になっています。これについては大体半分返しですよ。が目安ということで、大体50%ぐらいなんですけれども、その下の企業版ふるさと納税は6割ぐらいなんですけれども、この辺はどういった関係で割合が違うのかなというのが1つ目の質問です。

次に、25ページをお願いいたします。中段です。地籍調査委託料、946万補正しております。これについて、当初予算1,416万8,000円でした。合計で今回2,362万8,000円になって、それで繰越明許で1,243万見てられるんですけども、今までこういったケースって、あまりなかったと思うんですね。当初、ドーンと例えば2,000万とか1,500万の予算を見て、その年度で終わりになってたと。ところがここにきて946万、結構大きい金額ですよ。67%ぐらい増えているのかな、全体のあれで。この増えた要因です。この2点について、よろしくをお願いします。

参事兼政策推進課長

まず1つ目のふるさと応援寄附金が2,000万円ということで、予算額が1億1,000万でございました。2月末までの段階で1億2,700万円ということがございまして、今回2,000万円の増額をし、補正をしたものでございます。伸びた主な要因につきましては、そうですね、やっぱりゴルフ場が今、3件やっております。その伸び率が非常に高かったことと、あと町独自の地ビールがございまして、その伸び率も非常に高いということがございます。なので、補正後についても、さらに歳入が伸びるのではないかなというふうには感じているところでございます。

あと、2つ目のですね、企業版のふるさと納税の寄附が伸びていると。これはちょっと、一般質問でちょっと答えたんですけども、包括連携事業者にもいろいろPRをしているんですけども、そこではない、新たな企業さんがですね、やっぱり町の魅力とか町の事業に対して、一緒に社会貢献をしていきたいというような事業が今回3件か、増えております。なので、引き続きですね、そういうところに努めていきたいというふうに考えてございます。

あと、歳入のほうの企業版ふるさと納税の推進委託料でございます。こちらはですね、その寄附額について何%というようなことがございます。今回この58万3,000円につきましては、1事業者さんが契約上では10%、10万円の10%、それと60万円の寄附がありました。その事業者さんと契約している委託事業者さんは20%でございます。今後見込まれるものを含めまして、そこは20%を見込んでおりますので、その3つを含めると58万3,000円というような形で

今、計上しているところでございます。以上です。

まちづくり課長 25ページ、地籍調査に関連する御回答となります。こちらの予算でございませうけれども、なぜこの3月というこの時期にというような趣旨かと思えます。1つとしてですね、大きい理由の1つを述べさせていただきますと、地籍調査事業、国・県の補助金を頂戴してやっております。割合がですね、補助率4分の3ということで頂戴をしております。ただ、いろいろな補助金であるようにですね、補助率はそうであっても、国・県の予算の中でですね、内示率というのが大分落ちているという状況がございました。そのような中でですね、令和5年度に関しても8割程度ですね、内示率がこういった状況になっていましたので、いろいろな相談というか、した中でですね、今回国・県のほうの補正の中で、100%内示率が望めることがあるというところにエントリーをさせていただいているものでございます。補正予算書の4ページのほうにも繰越のほうで御提案をさせていただいておりますが、実質といたしましては新年度において内示率100%でやらせていただきたいと、こういう内容でございます。

8 番 田 代 まず1点目のふるさと納税の関係なんですけれども、非常に明るい材料なんでね、いろいろメニューを増やして、少しでも、町税が減ってますのでね、財源として御尽力いただければと思います。説明については全部理解いたしました。ありがとうございます。

2点目の地籍調査の関係なんですけれども、これについては私の記憶だと25年から30年ぐらい前に始まったときに、50年かかるだろうと、そんな話を聞いてました。今、進捗状況、どのくらいまで行ったでしょうか。分かったら結構です。これは急な質問なので。

まちづくり課長 地籍調査事業、やはり人が多く住んでいらっしゃるところを中心に、いわゆる市街化区域を中心にやっております。198ヘクタールある中でのですね、おおむね半分ぐらいまでできております。最近、大体7ヘクタール程度を進めていくような形がありますので、あと15年、もうちょっとぐらいかなということで見込んでおります。以上です。

8 番 田 代 回答ありがとうございます。町屋から始まって、店屋場、神山、それで河

内、中央、そういう感じで動いてきているということでもよろしいですかね。それと、これから残りは西に向かっていく。または市街地に向かっていく。それで残り50%が終了すると、こんな考えでもよろしいですかね。

まちづくり課長 おおむねそのとおりで結構でございます。

8 番 田 代 終わります。ありがとうございました。

副 議 長 ほかにはございますか。

質疑ございません…ないようでしたら、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論なしとのお声ですが、討論を省略して採決を行って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第17号令和5年度松田町一般会計補正予算(第8号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第16「議案第18号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第18号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ548万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,883万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

今回の補正は、一般会計からの保険基盤安定繰入金の額が確定したことに伴う減額補正と、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金が交付されることに伴う補正予算となります。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。款、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金のうち、保険料減額分が368万6,000円の減額…保険料軽減分が368万6,000円の減額、保険者支援分が180万7,000円の減額となります。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金につきましては、臨時で交付されることとなりました健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金6,000円を計上しております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出になります。款、保険給付費、項、出産育児諸費、目、出産育児一時金につきましては、歳入で説明しました国庫支出金に伴う財源補正となります。

款・項・目ともに予備費につきましては、歳入歳出の差額を計上させていただきました。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第18号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第17「議案第19号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,342万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、年度末までの決算見込みによる診療収入の減額及び医業費の増額と財源不足を補うための財政調整基金繰入金に伴う補正予算となります。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、診療報酬、項、外来収入、目の1、国民健康保険診療報酬収入につきましては175万2,000円の減額、目の2、社会保険診療報酬収入につきましては26万4,000円の減額、目の3、一部負担金につきましては12万円の減額、目の4、後期高齢者診療報酬収

入につきましては169万2,000円の減額となります。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金につきましては、診療報酬が減額となったことだけでなく、診療報酬が2か月遅れで収入されることから、2月分は4月に、3月分は5月に入金され、3月に購入した薬代や会計年度任用職員の報酬などは収入がない中で支払うこととなります。また、新年度4月の診療報酬は6月にならないと入金されない中で、4月分の再任用職員の給与費等、4月からの支払いが始まるため、運転資金としての繰越金が必要となることから、500万円の基金を取り崩して対応するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款、項ともに医業費、目の2、医療用消耗品費につきましては、年度途中より対応しております発熱外来では、当初予算で想定していなかった新型コロナとインフルエンザを同時に検査するキットの需要が増えたため、67万2,000円を増額するものです。目の3、医薬品衛生材料費は、医薬品代50万円を増額するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



副 議 長 日程第18「議案第20号令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第20号令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億175万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

本年1月に人事異動があったことから、職員給与費等の増額による一般会計繰入金が増額が今回の補正でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により御説明させていただきます。8ページ、9ページを御覧ください。まずは歳入から御説明いたします。款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、その他一般会計繰入金、説明欄、給与費等繰入金として、こちらにつきましては一般会計からの1名の職員の給与費の増額分ということで繰り入れたものとなります。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出についての説明をいたします。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、こちらの説明欄として、1番、職員給与費でございます。こちらはその1名増員の職員に係るですね、給与費等について増額したものとなります。

次のページにはですね、給与費等の明細書のほうが添付しておりますので、後ほど御高覧願います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第20号令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第19「議案第21号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,105万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,476万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

今回の補正は、被保険者の増加に伴う保険料の増額と、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の増額に伴う補正となります。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入から説明いたします。款、項、目ともに後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の増加に伴い、保険料を1,105万7,000円の増額とさせていただきます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出になります。款、項、目ともに後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料の増額に伴い、保険料納付金を1,129万5,000円を増額するものでございます。

款、項、目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

9 番 井 上 1点お伺いをしたいと思います。ただいまの説明の中でですね、歳入、ページ9ページですね。現年度分で1,105万7,000円が高齢者が増えたためという説明があったと思います。これはですね、高齢者のほうの例えば転入等の事由があって増えたのか、当初の見込みと、当初予算の見込みとですね、1,100万というのは割とちょっと金額的には大きいと思います。高齢者がどれだけ増えたのか、その増えた要因が分かればですね、教えていただきたいと思います。

町 民 課 長 今回の増額につきましては、当初2,001人で見積もっていましたが、被保険者数をですね、2,001人で見積もっておりましたが、最終的に見込みの結果、2,081人ということで、80人の差が生じました。基本的に予算としましては、後期高齢者連合のほうから来年度はこれくらいの数字の納付金になりますよとか、これで見積もってくださいという案が来るんですけども、そこから80人ほど増えたという結果になってございます。

9 番 井 上 じゃあ、それは実質的に、例えば転入者がとかですね、で80人増えたということではなく、後期高齢者連合からの納付金に合わせた金額で見積もっていたんだけど、そことの差異が出たと、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

町 民 課 長 議員のおっしゃるとおりでございます。

9 番 井 上 終わります。

副 議 長 ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第21号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

(14時08分)